

移動交番実施要領の制定について

(昭和45年9月29日甲通達外ほか第45号)

最近の社会構造の発展と変ぼうにより、都市周辺部に住宅団地など新興住宅地域が急増し、既存の交番、駐在所を拠点とした警察活動のみでは、十分な市民警察活動を果し得ない状況にあるので、これらの地域における交番、駐在所の活動を補い、地域警察体制の強化と地域住民に対する奉仕活動の積極化を図るため、地域警察運営規則（昭和44年国家公安委員会規則第5号）第21条に定める移動交番車を運用することとし、別添のとおり移動交番実施要領を定めたから署情に応じた計画を樹立の上効果的な運用に努められたい。

別添

移動交番実施要領

1 目的

この要領は、交番等から遠距離にある住宅団体等に対する地域警察活動の強化と住民に対する奉仕活動の積極化を図るため、移動交番車の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 住宅団地とは、公営、私営の集団住宅地等であつて、おおむね100戸以上で形成される地域をいう。
- (2) 移動交番活動とは、警ら用無線自動車等（以下「移動交番車」という。）により住宅団地を計画的に巡回し、一定場所に駐車して通常の交番等における業務に準ずる活動を行うことをいう。

3 実施地域

移動交番活動を実施する地域は、地域の業務体制上警戒警備及び奉仕活動等が十分行われ難い地域であつて、警察署長が指定するものとする。

4 任務

移動交番車は、警察官2名以上が乗車し、次の活動を行うものとする。

- (1) 諸願届の受理
- (2) 防犯指導及び防犯診断
- (3) 事件、事故に対する初動的措置
- (4) 周辺の徒歩警ら
- (5) 巡回連絡
- (6) 各種相談ごとの受理

5 運用時間

- (1) 移動交番車の運用は、原則として午前10時から午後5時までの間とする。
- (2) 開設時間は、原則として指定場所1箇所につき30分ないし1時間とする。

6 活動状況の報告

移動交番車に乗務する地域警察官は、活動状況結果を署長に報告するものとする。

7 運用上の留意事項

- (1) 移動交番活動にあつては、受持警察官のほか、必要に応じ地域幹部又は専務係を

同乗させるよう配慮すること。

- (2) 移動交番活動の効果を高めるため、あらかじめ必要な広報資料を作成し、移動交番活動の内容、開設時間、場所を地域住民に広報すること。
- (3) 移動交番の開設場所は、住民の利便、当該団地の規模、形状等に応じ最も効果のある地点を選定すること。
- (4) 移動交番車は、原則として活動中無線局を開局しておくこと。
- (5) 移動交番活動中に取扱う各種の願い届相談及び要望等は、誠実、迅速に処理し、住民との親近感の醸成につとめること。

8 運用の特例

署長は、祭典、行楽地、海水浴場など一時的に多数の人が集まり移動交番の開設を必要と認める場合は、臨時にこれを運用することができる。